

令和4年3月8日

建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体 各位

【ご連絡】個人情報保護法に基づく漏えい事案報告先の変更について

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

平素より大変お世話になっております。

今回は、個人情報保護法に基づく個人情報の漏えい事案の報告先変更についてご連絡いたしました。

平成29年より、建設業に係る個人情報の漏えい事案につきましては、国土交通大臣許可業者にあつては、各地方整備局等あてに、都道府県知事許可業者にあつては、各都道府県宛に、それぞれ報告いただいていたところでした。

一方で、これまでの運用実績を踏まえると、個人情報の漏えい事案を許可行政庁にて逐一把握する必要性は必ずしも高くないと考えられることから、令和4年4月1日以降、建設業に係る個人情報の漏えい事案については、直接、個人情報保護委員会へ報告していただくこととなりました。

令和4年4月1日以降の個人情報漏えい事案の報告方法につきましては、下記の個人情報保護委員会のホームページをご確認ください。

●個人情報保護委員会HP「漏えい等の対応(個人情報)」

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/>

※令和4年4月1日にリニューアルされる予定です。

なお、個人情報保護法関係のご不明点は、直接下記の個人情報保護委員会までお問い合わせいただけますようお願い申し上げます。

●個人情報保護委員会HP「問合せ」

<https://www.ppc.go.jp/purpose/qa/>

※電話番号によるお問合せ先（土曜日曜及び年末年始を除く）

- ・個人情報保護法相談ダイヤル TEL 03-6457-9849
- ・PPCビジネスサポートデスク（個人情報等を活用した新ビジネスモデルに関する相談予約受付）
TEL 03-6457-9771
- ・行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所 TEL 03-6457-9687
- ・マイナンバー苦情あっせん相談窓口 TEL 03-6457-9585

また、許可行政庁（地方整備局等及び都道府県）宛にも、同内容を連絡しておりますので、念のため申し添えます。

何卒、よろしくお願ひいたします。

以上